

学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ(H5N1)、新型コロナウイルス感染症 その他指定感染症〔 〕	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後 1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	主要症状が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂痂化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種感染症	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性角結膜炎	治癒するまで又は医師において感染の恐れがないと認められるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられる感染症	
	感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症 等	重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために出席停止の措置をとることができるもの。

* 通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
 アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)